

改正案	現行
<p>（議決権のない株式の発行の特例）</p> <p>第十一条の四（略）</p> <p>2 前項の規定は、認定会社が、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十四項</u>に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社でない場合に限り、適用する。</p> <p>（新株の引受権の付与の特例）</p> <p>第十一条の五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前三項の規定は、認定会社が、証券取引法<u>第二条第十四項</u>に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社でない場合であって、商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をするときに限り、適用する。</p>	<p>（議決権のない株式の発行の特例）</p> <p>第十一条の四（略）</p> <p>2 前項の規定は、認定会社が、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十一項</u>に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社でない場合に限り、適用する。</p> <p>（新株の引受権の付与の特例）</p> <p>第十一条の五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前三項の規定は、認定会社が、証券取引法<u>第二条第十一項</u>に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社でない場合であって、商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をするときに限り、適用する。</p>